

広島県グリーン購入方針の主な改正点

分野	品目	品目の追加・削除, 判断基準の見直し等
納入印刷物	納入印刷物	・判断基準の見直し (オフセット印刷工程に係る基準を追加等)
文具類	スタンプ台	・再生プラスチック配合率に係る経過措置の終了
	ステープラー	・「汎用型」, 「汎用型以外」に分類し, 「汎用型」の判断基準を見直し (再生プラスチック配合率 40%以上→70%以上)
	ステープラー(汎用型以外)	・品目の追加
OA機器	コピー機	・国際エネルギースタープログラム基準の経過措置の終了
	複合機	
	拡張性のあるデジタルコピー機	
	電子計算機	・省エネ法のトップランナー基準の改正に伴う見直し
	プリンタ	・国際エネルギースタープログラム基準の経過措置の終了
	プリンタ/ファクシミリ兼用機	
	ファクシミリ	
	スキャナ	
	磁気ディスク装置	・省エネ法のトップランナー基準の改正に伴う見直し
	ディスプレイ	・国際エネルギースタープログラム基準の経過措置の終了
	インクカートリッジ	・回収部品の再使用・マテリアルリサイクル率を判断の基準に追加
	掛時計	・判断基準の見直し(太陽電池及び一次電池が使用される場合の記載を追加等)
	プロジェクタ	・品目の追加
家電製品等	電気冷蔵庫	・省エネ法の多段階評価基準の改正に伴い, 判断基準を見直し(1年間の経過措置の設定) ・多段階評価基準を適用する対象範囲を見直し(400ℓ以下→350ℓ以下)
	電気冷凍庫	
	電気冷凍冷蔵庫	
	テレビジョン受信機	・品目の追加
	電気便座	・省エネ法の多段階評価基準の改正に伴い, 瞬間式のものについて判断基準を見直し(1年間の経過措置の設定)
エアコンディショナー等	エアコンディショナー	・省エネ法の多段階評価基準の改正に伴い, 判断基準を見直し(1年間の経過措置の設定)

分野	品目	品目の追加・削除, 判断基準の見直し等
照明	蛍光灯照明器具	・省エネ法のトップランナー基準の改正及び多段階評価基準の適用に伴う見直し
	LED照明器具	・判断基準のエネルギー消費効率の引き上げ (20lm/W 以上→40lm/W 以上)
	蛍光ランプ	・ラピッドスターター形又はスターター形について、 判断基準のエネルギー消費効率を見直し (80lm/W 以上→85lm/W 以上)
	電球形状のランプ	・LED ランプについて、エネルギー消費効率の基準を 設定 (50lm/W 以上) ・電球形蛍光ランプについて、省エネ法のトップラン ナー基準の適用に伴う見直し ・上記以外のランプについて、エネルギー消費効率の 引き上げ (40lm/W 以上→50lm/W 以上)
自動車等	自動車	・平成 23 年 4 月以降に型式指定を受ける乗用自動車等 について、JC08 モード燃費が適用されることに伴う移 行措置 (10.15 モード燃費と JC08 モード燃費を併記)
消火器	消火器	・判断基準に回収システム・再使用又はリサイクルシ ステムの構築を追加
制服・作業服	制服・作業服	・再生 PET 配合率に係る経過措置の終了
インテリア・ 寝装	カーテン	・再生 PET 配合率に係る経過措置の終了
	布製ブラインド	
	タフテッドカーペット	
	タイルカーペット	
	織じゅうたん	
	ニードルパンチカーペット	
	毛布	
	ふとん	
	マットレス	・再生 PET 配合率に係る経過措置の終了 ・再生 PET 配合率の算出方法を変更 (主要部品→詰物)
その他 繊維製品	集会用テント	・再生 PET 配合率に係る経過措置の終了
	防球ネット	
設備	日射調整フィルム	・備考に光害に係る調達者の留意事項を追記
公共工事	再生材料を用いた舗装用ブ ロック (焼成)	・判断基準を一部追記
	陶磁器質タイル	
	吸収冷温水機	・冷房の成績係数の見直し
	排水・通気用再生硬質塩化 ビニル管	・使用済みの塩ビ管重量比を三層管, 単層管の区分ご とに設定
	排出ガス対策型建設機械	・排出ガス成分及び黒煙の基準値を見直し
	路上表面再生工法	・品目の追加
役務	クリーニング	・対象範囲の明示 (他品目として調達する場合の扱い)
	飲料自動販売機設置	・品目の追加